

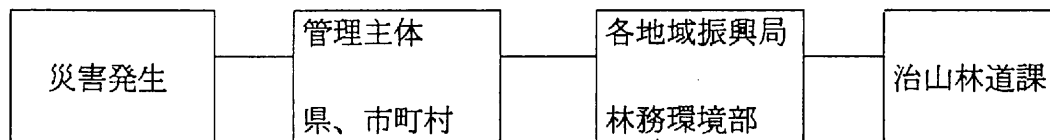
(質問) 林道が被災を受け通行止めとなった場合の情報は、どこに問い合わせたらよいか教えて欲しい。

(回答)

林道事業の推進は、森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしており、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理を目的とし、実施される事業です。

災害発生時の連絡は、次のとおりです。

災害発生時の連絡体制



林道事業の根拠法

森林資源に関する基本計画（林業基本法第10条）

全国森林計画（森林法第4条） ← 森林整備事業計画（森林法第4条第4項）

↓
地域森林計画（森林法第5条）

↓
林道事業 実施計画

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県森林環境部治山林道課及び各地域振興局林務環境部
担当	林道担当
電話	治山林道課 055-223-1661（内線6308）
FAX	治山林道課 055-223-1663
E-mail	chisan@pref.yamanashi.jp
ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp/